

知多北部広域連合契約規則の一部を改正する規則をここに公布する。

令和8年3月30日

知多北部広域連合長 花 田 勝 重

知多北部広域連合規則第3号

知多北部広域連合契約規則の一部を改正する規則

知多北部広域連合契約規則（平成11年知多北部広域連合規則第7号）の一部を次のように改正する。

第1条中「第173条の2」を「第173条の6」に改める。

第36条第1項及び第44条第1項中「年2.5パーセント」を「年3.0パーセント」に改める。

附 則

- 1 この規則は、令和8年4月1日から施行する。
- 2 改正後の知多北部広域連合契約規則の規定は、この規則の施行の日以後に締結する契約について適用し、同日前に締結した契約については、なお従前の例による。